2015 年 9 月 0IE コード委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)並びに関連委員会、作業部会及び 特別専門家会合に対し、その成された仕事に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動 物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えてくれたことに感謝します。 我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

- 1. 用語解説
- 2. 第1.1章 疾病、感染及び外寄生の通報並びに疫学情報の提供
- 3. 第3.2章 獣医サービスの評価
- 4. 第6.8章 食用動物に使用される抗菌剤の量及び使用パターンの監視
- 5. 第 15. 3 章 有鉤条虫感染症
- 6. 第7.10章 アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム
- 7. 第7.11章 アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム
- 8. 第7. X 章 使役馬のウェルフェア
- 9. 第8.8章 口蹄疫ウイルス感染症
- 10. 第 8. X 章 結核菌群感染症
- 11. 第 15. 1 章 アフリカ豚コレラウイルス感染症
- 12. 第 X. X 章 物品の安全性の評価基準
- 13. 第 14. 7 章 小反芻獣疫ウイルス感染症

1. 用語解説

OIE 基準

とは、OIE総会が、正式にOIE総則第50条、第51条及び第52条に従い採択し、OIE陸生動物衛生コード、OIE水生動物衛生コード、陸生動物のためのOIE診断、試験及びワクチンマニュアル並びに水生動物のためのOIE診断、試験及びワクチンマニュアルとして、OIEから公表されたテクストであって、動物衛生、獣医公衆衛生及びアニマルウェルフェアの向上を確保するため堅実に使用されるものとされる条件、勧告、基準、仕様及び特徴を記述するものをいう。

OIE 指針

とは、<mark>世界の動物衛生、獣医公衆衛生及びアニマルウェルフェアを向上させるための助言を提供する OIE 出版物であって、</mark>OIE 専門委員会又は OIE 理事会による支持を得て、OIE 出版物として又は OIE ウェブサイト上で OIE から公表されたテクストいるものの、OIE 総会が正式に採択していないものをいう。

(理由)

'正式に'の単語は、'OIE 総則第 50 条、第 51 条及び第 52 条に従い'のようなもっと具体的な記述に変更した方が望ましい。OIE 陸生コードには、条件、勧告、基準、仕様及び特徴だけではなく、定義、原則及び考慮事項等、我々が OIE 基準として認識してきたその他の種類のテクストも含まれている。現在 OIE 基準又は OIE 指針として認識されているテクストを網羅し、それに対し、'世界の動物衛生、獣医公衆衛生及びアニマルウェルフェアを向上させるための助言'のようなひとつの定義を当てはめることは不可能であり、不要であると考える。加盟国の無用な混乱を避けるためには、より単純で、より具体的な定義の方が望ましい。

2. 第1.1章 疾病、感染及び外寄生の通報並びに疫学情報の提供

第1.1.1条

*陸生コード*においては、0IE 組織規程第 5.9 条及び第 10 条に関し、加盟国は、その領土の*獣医当局*と直接連絡する*本部*の権利を認めるものとする。

0IE から*獣医当局*に送付されるすべての通報及びすべての情報は、当該関連国に送付されたものとみなし、*獣医当局*から 0IE に送付されるすべての通報及びすべての情報は、 当該関連国から送付されたものとみなすものとする。

本章では、'事例 (event)'とは、通報の対象である所定の疾病、感染又は外寄生の単一の発生又は疫学的に関連する発生の集合体をいう。事例には、適宜病原体又は株に特異的なものであり、緊急通報から最終報告までの間に報告されたすべての関連発生が含まれるをいう。事例の通報には、宿主、被患動物の数及び地理的分布並びに疫学単位が

<mark>含まれる。</mark>

(理由)

用語解説によれば、'通報'とは、第 1.1 章の規定に従い、疾病又は感染の発生の出現の獣医当局による 0IE 本部への通知及び 0IE 本部による獣医当局への通知の手続をいう。このため、'事例の通報'という用語は用いるべきではない。 さらに、事例の 0IE 本部への報告は、第 1.1 章で加盟国の責任として規定されていない。

第1.1.5条

2) 汚染地域は、<mark>最終報告症例後、陸生コードに規定される感染性期間を超える期間が</mark>経過し、当該疾病、感染若しくは外寄生の起こり得る再発又はまん延を予防するために、十分に予防的で適切な動物衛生措置がとられる当該国が*陸生コード*の関連疾病特異章の中で記述される清浄ステイタスの条件を満たすまでは、汚染地域としてみなされるものとする。これらの措置は、陸生コードの関連疾病特異章の中で記述されている。

(理由)

'最終報告症例後、*陸生コート*に規定される*感染性期間*を超える期間が経過し、当該*疾病、感染*若しくは*外寄生*の起こり得る再発又はまん延を予防するために、十分に予防的で適切な動物衛生措置がとられる'の条件は、*陸生コート*の関連疾病特異章の中で記述される清浄ステイタスの条件と同じことである。

3. 第3.2章 獣医サービスの評価

第 3.2.14 条

- 7. 獣医法令、取締及び財政能力
 - b)輸出入検査
 - i) 以下の項目に関連する適切な国家法令の妥当性及び施行の評価
 - 輸出用肉の生産、加工、保管及び輸送の獣医公衆衛生上の管理
 - 輸出用の魚、乳製品その他動物由来食品の生産、加工、保管及び販売の獣 医公衆衛生上の管理
 - 動物、動物遺伝材料、動物産物、動物飼料その他獣医学的検査の対象産品 の輸出入の動物衛生及び獣医公衆衛生上の管理
 - <u>動物の輸出入時のアニマルウェルフェア管理</u>

- 動物*疾病*の病因である生物及び病原性物質の輸入、使用及び生物学的封じ 込めの動物衛生上の管理
- ワクチンを含む獣医用生物学的製剤の輸入の動物衛生上の管理
- (上述の法令の対象に含まれない場合には) 獣医学的管理目的での施設の 検査及び登録に有効な*獣医サービス*の管理能力
- 文書による証拠固め及び法令遵守

(理由)

動物の輸出入時のアニマルウェルフェア管理は、獣医サービスの質の基本原則に関する第3.1.2条の獣医法令に係る第6項及び獣医サービスの法令及び機能に関する第3.2.7条の輸出入検査に係る第2項(*獣医当局は、その管理が公衆衛生及び動物衛生の問題に関連する限りにおいて、動物及び動物産物の輸出入プロセスの管理方法を規定し、体系的管理を遂行する適切な法令及び適切な能力を有するものとする。*)に記述されていないことから、当該パラグラフは、陸生コードのその他の関連規定と整合していない。

4. 第6.8章 食用動物に使用される抗菌剤の量及び使用パターンの監視

第6.8.1条

<mark>定義及び</mark>目的

<mark>本章においては、抗菌剤の治療目的使用とは、感染症の治療及び管理のために、動物に</mark> 抗菌剤を投与することをいう。

本勧告の目的は、食用動物で使用される*抗菌剤*の量を監視するアプローチを記述することである。

食用動物の抗菌剤暴露を評価するため、動物種、抗菌剤又はその部類、使用のタイプ(治療又は治療以外)及び投与経路別の使用パターンを監視する定量的情報が、収集されるものとする。

(理由)

'抗菌剤の治療目的使用'の用語は、本章ではまったく使用されていないことから、当該用語を定義することは不要である。

5. 第15.3章 有鉤条虫感染症

第15.3.3条

有鉤条虫感染症<mark>をの</mark>予防及び管理<mark>するための措置</mark>

(第2パラグラフ)

獣医当局その他の所管当局は、以下の措置を促進するものとする。

1. 豚<mark>におけるの</mark>感染の予防

人から豚への有鉤条虫の虫卵の伝搬は、<mark>以下<u>豚飼育施設</u>内に人用の適切なトイレ及び衛生施設を設置する等、人の糞便で汚染された環境への暴露から豚を予防することによって防ぐことができる。</mark>

a) 人の糞便で汚染された環境への豚の暴露を予防すること。

獣医当局その他の所管当局は、以下の行為をやめさせるものとする。

b)

- 豚の飼料としての人の糞便の使用
- <mark>又は</mark>人の糞便の廃棄手段としての豚の利用<mark>の中止</mark>

c)

- <mark>豚の</mark>かいば又は食用作物のため<mark>豚に使用される</mark>の土地を灌漑又は施肥するため の未処理廃水の使用<mark>の中止</mark>;<mark>当該廃水は、</mark>
- d) かいば又は食用作物のため豚に使用されるの土地を灌漑又は施肥するための未 処理廃水が、有鉤条虫の虫卵を不活化することが認められた方法で処理される ことの確保ものとする。
- e) 人の糞便に対する豚及びその環境の暴露を予防するため豚*飼育施設*内に人用の 適切なトイレ及び衛生施設の設置

最適な予防プログラムには、人のサナダムシ保菌者の発見及び治療が含まれるものとする。

(理由)

提案されたテクストは、'can'を使用して規定されているが、本項目には、豚の有鉤条 虫感染症の予防に関する何らかの勧告が含まれるべきである。

2. 豚<mark>におけるの</mark>感染の管理

(第7パラグラフ)

最適な管理プログラムには、人のサナダムシ保菌者の発見及び治療並びに農業生産

に使用される汚水の管理が含まれるものとする。

(理由)

人のサナダムシ保菌者の発見及び治療並びに下水の管理は、豚の有鉤条虫感染症の管理よりはむしろ予防に有効である。

6. 第7.10章 アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム

第7.10.4条

勧告

- 1. バイオセキュリティ及び動物衛生
 - 1) バイオセキュリティ及び疾病予防

<mark>バイオセキュリティとは、一*動物群*を特定の健康状態に維持し、特定の感染性</mark> 病原体の侵入(又は排出)を予防することを意図する一連の措置をいう。

<mark>バイオセキュリティ</mark>バイオセキュリティ</mark>プログラムは、<u>一動物群</u>を特定の健康 状態に維持し、特定の感染性病原体の侵入(又は排出)を予防するために、<mark>肉 用鶏の各疫学的グループに特有の可能な限り最良の動物群の健康状態及び流行</mark> 中の疾病リスク(風土病及び海外病又は越境性感染症)に応じて、*陸生コード* の関連 <u>OIE 基準勧告</u>に従い、計画され、実施されるものとする。

(理由)

'バイオセキュリティ'の用語は、用語解説の中で定義されている(バイオセキュリティとは、動物の疾病、感染又は外寄生の動物個体群への、それからの及びその内部での侵入、定着及びまん延のリスクを低減するために計画された一連の管理及び物理的措置をいう。)。 '肉用鶏の各疫学的グループに特有の可能な限り最良の動物群の健康状態及び流行中の疾病リスク(風土病及び海外病又は越境性感染症)に応じて'の句は、非常に観念的であり、基準として適切な記述ではない。本記述は当該テクストから割愛し、簡素化することが可能である。

2) 動物健康管理、予防的投薬及び獣医学的処置

<mark>動物健康管理とは、当該肉用鶏の健康及びウェルフェアを最適化するために計</mark> 画されたシステムをいう。それには、*疾病*及び不都合な周辺状況の予防、対処 及び管理が含まれる。

(理由)

"動物健康管理"の用語は、用語解説の中で定義されている(動物健康管理とは、動物の身体的及び行動学的健康並びにウェルフェアを最適化するために計画されたシステムをいう。それには、疾病並びに個別の動物及び動物群に影響を与える状況の予防、対処及び管理が含まれ、病気、損傷、死亡及び治療の記録付けが適宜含まれる。)。

2. 環境及び管理

k) 肉用鶏の系統選択

特定の場所又は生産システムに適った肉用鶏の系統は、を選択する場合には、動物の健康及びウェルフェア及び健康への配慮が、と生産性及び成長率の決定を調和を考慮して、特定の場所及び生産システムに応じて決定させるものとする。

(理由)

修辞上の修正及び明確化

7. 第7.11章 アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム

第7.11.6条

物理的環境を含むシステムの設計及び管理に関する勧告

新しい施設が計画される又は既存の施設が改築される場合には、動物の<mark>健康及び</mark>ウェルフェア<mark>及び健康</mark>に関連した設計に係る専門的な助言が求められるものとする。

環境の多くの側面が、乳用牛の<u>健康及び</u>ウェルフェア<mark>及び健康</mark>に影響を与える場合がある。これには、温度環境、空気の質、照明、騒音等が含まれる。

(理由)

'動物の健康'は、'アニマルウェルフェア'の一部ではなく、主要な要件である。したがって、我々は、'アニマルウェルフェア'よりも前に'動物の健康'を考えなければならない。用語解説によると、動物は、健康で、快適で、栄養豊かで、本来の生態を発現できている場合であって、痛み、恐れ、苦痛等の不快な状態を経験していない時には、良好なウェルフェアの状態にある。

8. 第7. X 章 使役馬のウェルフェア

第7. X. 3条

責任

6. 所有者及び使用者は、その動物の'5つの自由'の確保による OIE <u>陸生コードのアニアルウェルフェア</u>に関する関連原則及び勧告に従い、 を確保するの 最終的な責任がある。

(理由)

'5つの自由'は、OIE 基準ではなく、国際的に認識された原則の一つであると考える。 その特定の原則のみを引用するのは不適切である。

第7. X. 4条

使役馬のウェルフェアの基準又は測定指標

アニマルウェルフェアの単一の指標は存在しないが、動物の健康を向上させ、使役馬のニーズを満たす課題に傾注することによって、実際上、アニマルウェルフェアの向上が成し遂げられる。、これらの基準は、立法者が証拠に基づく決定を行うことがを確保されるすることになる。

(理由)

明確化

1. 行動

ある種の馬の行動の有無が、恐れ、抑鬱又は痛み等のアニマルウェルフェア上の問題を示唆する場合がある。行動は、ロバ、馬、及びラバ及びロバでは異なっており、それぞれの種の正常な行動の正しい理解が必要である。

(理由)

動物種の順番は、第7.X.2条の第1パラグラフにおける順番と整合しているべきである。

4. 体型及び外観

貧弱な又は変化する体型<mark>又は外観</mark>が、危ぶまれる動物の<mark>ウェルフェア及び</mark>健康<mark>及び ウェルフェア</mark>の指標である場合があ<mark>る。り、評価点システムが客観性を手供するの に役立つ。</mark>

(理由)

評価点システムは本章に規定されていないことから、'評価点システムが客観性を手供するのに役立つ'の文は不要である。

給餌及び水の供給

1. 給餌

使役馬は、少しの量を頻繁に食べる自然の草食動物である。その自然の食餌は、主に草であり、それは高い食物繊維含量を持っている。馬は、その自然の給餌パターンに可能な限り近づけるために、草、乾草又は適当で安全な代替物のいずれかの主として繊維を基礎とする食餌が頻繁に供給されるものとする。

使役馬の食餌中のエネルギー、繊維、タンパク質、ミネラル(微量ミネラルを含む) 及びビタミンの含有量、これらのバランス、安全性、消化性及び入手可能性が、当 該動物の力、その成長及び全般的な生産性並びにその健康及びウェルフェアを決定 する主要な要素である。

使役馬は、その生理学的及び作業上のニーズを満たすエネルギー、繊維、タンパク質、ミネラル(微量ミネラルを含む)及びビタミン含有量の適当な品質の 及び品質のバランスの良い安全な飼料へのアクセスが提供されるものとする。

飼料が不足している場合には、家畜飼養管理者は、<mark>飼料不足又は飢餓を防止し、給 餌減少期が可能な限り短くなり、ウェルフェア及び</mark>健康又はウェルフェアが損なわ れているリスクがあるとき場合には、緩和戦略が実施されるよう確保を実施 のとする。

補助飼料が入手できない場合には、当該動物のと畜、販売若しくは移転又は人道的な殺処分等の飢餓を防止する手立てがとられるものとする。

使役馬は、その栄養学的要求のいくつかが新鮮な緑のその生理学的ニーズを満たすため草、加工粗飼料、乾草又は適当で安全な代替物など主として繊維を基礎とする食餌が頻繁に供給されるものとするによって満たされる必要がある。この目的のため、所有者及び飼養管理者は、可能な場合にはいつでも、草を食む又は加工粗飼料をあさることができるようにしり、当該動物が食べるのを可能にする。ための適切な回数の作業休憩を考慮に入れるとることができるようにする。ものとする。刈り取られた緑の加工粗飼料が、草を食むことができない場合には供給されるものとする。繊維が長い加工粗飼料は、緑の加工粗飼料と同様に重要であり、まさに緑の加工粗飼料が入手できない場合に、供給されるものとする。繊維が長い乾草は、切り刻まれた加工粗飼料よりも優れている。

不適切な食餌及び給餌システムは、使役動物馬の疾病、ストレス、<u>及び</u>不快又は異常行動の一因になるおそれがあることからのある不適切な食餌及び給餌システムは、避けられるものとする。家畜飼養管理者は、動物の栄養学的ニーズの重要性を理解し、必要な場合には、飼料組成及び給餌プログラムの助言を求めて専門家に相談するものとする。

(理由)

参照文を貼り付ける形で作成されていることから、本項目は、余分な部分及び重複を排除することによって、簡素化することが可能である。第1パラグラフに関し、使役馬は、自然なものではなく、家畜である。家畜であるからには、その食餌は、主に草である場合もあれば、主に人工飼料である場合もある。

第7.X.7条

収容施設

2. 寒冷<mark>ストレス</mark>

使役馬、とりわけ新生馬、若齢馬その他の生理学的に危うい馬は、極度の寒冷気候条件からの保護は、それが、馬、とりわけ新生馬及び若齢馬その他の生理学的に危うい馬のウェルフェアにとって深刻なリスクになるおそれがある場合には、極度の寒冷気候条件から保護提供されるものとする。そのような保護は、自然又は人工の収容施設建造によって提供することができる。寒冷からの保護を目的として、換気及び空気の質が損なわれることがないように配慮が払われなければならないるものとする。家畜飼養管理者はまた、馬が、寒冷気候期に適当な飼料及び水を入手できるように確保するものとする。

(理由)

0IE コードでは、普通、勧告の中で'しなければならない'は使用しない。最終文は、第7.X.6条第1号と重複している。家畜飼養管理者は、寒冷気候期だけでなく、常に馬が適切な飼料及び水を入手できるように確保すべきである。

第7. X. 8条

疾病及び損傷の管理

1. バイオセキュリティ<mark>及び疾病予防</mark>

バイオセキュリティ計画は、陸生コードの関連勧告に従い、馬の<mark>個体群又は</mark>動物群の望ましい衛生状態及びリスト疾病<mark>ごと</mark>の現在の疾病リスクに応じて、<u>利害関係者によって</u>計画され、利害関係者とともに促進され及び利害関係者によって実行されるものとする。当該バイオセキュリティ計画は、以下によって、病原体まん延の主原因及び経路の管理に取り組むものとする。

(理由)

修辞上の修正及び重複

2. 動物健康管理

動物健康管理とは、使役馬の身体的及び行動学的健康並びにウェルフェアを最適化するために計画されたシステムをいう。それには、疾病並びに個別の動物及び動物 群に影響を与える状況の予防、対処及び管理が含まれ、罹病、損傷、死亡及び医学 的治療の記録付けが適宜含まれる。

(理由)

'動物健康管理'の用語は、用語解説の中で定義されている(動物健康管理とは、動物の身体的及び行動学的健康並びにウェルフェアを最適化するために計画されたシステムをいう。それには、疾病並びに個別の動物及び動物群に影響を与える状況の予防、対処及び管理が含まれ、病気、損傷、死亡及び治療の記録付けが適宜含まれる。)。

第7. X. 9条

取り扱い

(第6パラグラフ)

使役馬は、継続的に繋がれる又は足枷をはめられることがないものとする。一時的な足枷が必要な状況では、<u>家畜飼養管理者は、</u>当該馬が<mark>可能な限り</mark>自然に立つことができるように、足枷がはめられた二本の脚の間に十分な間隔<mark>が必要である</mark>を確保するものとする。

繋ぐ場所は、<u>適切な飼料及び水へのアクセスが提供され、</u>当該繋ぎ縄が絡まるおそれのある障害物がないものとする。適当な<mark>水、飼料及び</mark>監視が提供されるものとする。<mark>必要な場合には、</mark>当該動物を日陰又は避難場所がある区域へ移動することによることが必要な場合には、

(理由)

第6パラグラフの第2文には、勧告が含まれることが望ましい。馬が自然に立つことができない足枷は、いかなる状況においても禁止されるべきである。水、飼料及び監視を並列に並べることは不適当である。

第7. X. 10条

行動

家畜飼養管理者は、観察されているもののアニマルウェルフェア上の意義を解釈するため、各タイプも使役馬の正常及び異常行動に精通しているものとする。

<mark>良好な</mark>人・動物関係<mark>はが</mark>、当該使役馬のウェルフェアを損なわないように、<mark>前向きなも</mark> のである構築されるものとする。

(理由)

明確化

第7. X. 11条

実用寿命の終焉

<mark>実用</mark>寿命<mark>問題</mark>の終焉に考慮が払われるものとする。

<u>使役</u>馬の放棄は<mark>阻止禁止</mark>されるものとする。*所管当局*は、<mark>そのウェルフェアを確保する</mark> 破棄動物の規定を作成する手段をとりながら、<u>法</u>令がその廃棄を禁止していない場合に は、馬の</u>廃棄を防止する<u>ために、実用寿命終焉後のと畜、他用途への販売又は人道的な</u> 殺処分を奨励する指針<mark>又は法令</mark>を作成及び実施する責任を負うものとする。

(理由)

我が国は、実用寿命終焉後の使役馬のウェルフェアを確保するため、馬の放棄は、できれば法律で禁止すべきだと考える。

第7. X. 12条

適切な労働負荷

家畜飼養管理者は、使役馬に対し、少なくとも2時間おきに、飲用水とともに休憩を与え、当該使役馬が一日当たり最大6時間労働であり、7日おきに少なくとも丸一日(できれば2日)の休暇が与えられるように確保するものとする。

家畜飼養管理者は、以下を考慮して、本条の表現形質の測定指標に基づき、馬の適切な 労働負荷を設定及び調整するものとする。

- <u>若齢:馬は、5 歳齢を超えるまで成長を続け、生涯の若い時期の過剰な労働は、後半生の脚及び背中の障害の一因となり、実用寿命の大幅な短縮をもたらすおそれがあることから、2 歳齢未満の馬は、使役馬として使用されないものとする。労働年齢の開始時期は、できれば3歳齢以上とする。</u>
- 高齢:高齢馬には特別な配慮が払われるものとする。
- <u>分娩: 牝馬は、産前産後3ヶ月間は、乗馬又は労働させられることがないものとする。</u>

- <u>病気及び損傷:獣医学的治療を受けている馬は、獣医師の許可無く、労働に復帰し</u>ないものとする。
- 気候条件:労働は、非常に高温な気候では、削減されるものとする。

馬は、5 歳齢を超えるまで成長を続けるので、労働年齢の開始時期に関し、作業量に応 じた配慮が払われるものとする。一般的に、これは3歳齢以上であるものとし、決して 2歳齢未満ではないものとする。生涯の若い時期に過剰な労働を負わされた動物は、普 通、後半生に脚及び背中の障害を被り、実用寿命の大幅な短縮をもたらすことになる。

<u>牝馬は、産前産後3ヶ月間は、乗馬又は労働させられることがないものとする。</u>

高齢動物には特別な配慮が払われるものとする。

動物は、一日当たり最大 6 時間労働であるものとし、7 日おきに少なくとも丸一日(できれば 2 日)の体暇が与えられるものとする。動物の身体状態及び年齢に配慮が払われるものとし、作業量は、それに応じて調整されるものとする。

気候条件に配慮が払われるものとする(労働は、非常に高温な気候では、削減されるものとする。)。体憩は少なくとも2時間おきに与えられるものとし、飲用水が提供されるものとする。

<mark>すべての動物は、その個別の必要に応じた十分な量の良質な飼料を受け取るものとする。飲用水及び粗飼料は、消化を助けるため、摂取できるものとする。</mark>

病気の又は損傷を受けた動物は、労働させられることがないものとする。獣医学的治療 を受けている動物は、獣医師の助言を受けるまでは、労働に復帰しないものとする。

(理由)

本条は、勧告として、さらに明確化及び具体化すべきである。飼料に係る第6パラグラフに関しては、本パラグラフは、第7.X.6条第1号と重複している。病気の及び損傷を受けた動物に係る最後のパラグラフに関しては、獣医師が労働への復帰を許可する軽傷の病気又は損傷動物もいる場合があることから、第1文は、第2文と整合していない。

第7. X. 13条

蹄鉄術及び馬具装着

2. 馬具装着

(第4パラグラフ)

荷馬車は、正確なバランス及び適切なタイア圧を確保するように整備されるものとする。牽引<u>馬動物にとって、馬具の横側を結びつける横木の使用</u>が、牽引のバランスを保ち、その結果、馬具による擦り傷のリスクを減少させるために、馬具の横側を結びつけ

る横木を使用することが推奨される。

所有者は、<mark>有効なウェルフェアに優しい</mark>馬具装着が、<mark>良好な乗馬及び牽引作業に伴う本</mark>条を遵守することを確保する<mark>責任を負うものとする</mark>。

(理由)

'有効なアニマルウェルフェアに優しい馬具装着'及び'良好な乗馬及び牽引作業'との記述が具体的に何を指すのか想定できない。所有者の責任に関する第5パラグラフは、具体性に欠けている。

9. 第8.8章 口蹄疫ウイルス感染症

Article 8.8.21.

Recommendations for importation from countries or zones free from FMD where vaccination is practiced

For fresh meat and meat products of ruminants and pigs

Veterinary Authorities should require the presentation of an international veterinary certificate attesting that the entire consignment of meat comes from animals which:

3) have been kept in the country or zone free from FMD where vaccination is practised, or which have been imported in accordance with Article 8.8.10., Article 8.8.11. or Article 8.8.12.;

(理由)

主節が 'which' で終わっているので、当該 'which' は不要である。

10. 第8.X章 結核菌群感染症

第8. X. 4条

ウシ科動物における結核菌群感染症清浄の国及び地域

- 1) 国又は地域は、ウシ科動物における結核菌群感染症清浄の資格を得るためには、以下の条件を満たすものとする。
 - a) 動物における結核菌群感染が、当該国全域において*通報疾病*であること。
 - b) すべての動物群家畜及び飼育野生ウシ科動物個体群の定期検査が、少なくとも3ヶ月間行われており、過去3年間、当該検査が、当該国又は地域の家畜及び飼育野生ウシ科動物の少なくとも99.9パーセントを代表する動物群個体群の

少なくとも 99.8 パーセントに結核菌群感染が存在していないことを立証していること。

c) 第 6.2 章に規定される生前・生後の検査を通じて、当該国又は*地域*における<u>家</u> <u>畜及び*飼育野生*ウシ科動物個体群の</u>結核菌群感染を検出するため、サーベイラ ンスプログラムが行われていること。

(理由)

明確化

第8. X. 5条

シカ科動物における結核菌群感染症清浄の国及び地域

- 1) 国又は地域は、シカ科動物における結核菌群感染症清浄の資格を得るためには、以下の条件を満たすものとする。
 - a) 動物における結核菌群感染が、当該国全域において通報疾病であること。
 - b) すべての動物群家畜及び飼育野生シカ科動物個体群の定期検査が、少なくとも3ヶ月間行われており、過去3年間、当該検査が、当該国又は地域の家畜及び飼育野生シカ科動物の少なくとも99.9パーセントを代表する動物群個体群の少なくとも99.8パーセントに結核菌群感染が存在していないことを立証していること。

(理由)

明確化

第8. X. 6条

ウシ科動物又はシカ科動物における結核菌群感染症の清浄の<mark>動物群コンパートメント</mark>

- 1) ウシ科動物又はシカ科動物の<u>動物群コンパートメント</u>は、<u>ウシ科動物又はシカ科動物における</u>結核菌群感染症清浄の資格を得るためには、以下の条件を満たすものとする。
 - a) 当該動物群<u>コンパートメント</u>が、ウシ科動物における又はシカ科動物における 結核菌群感染清浄の国又は*地域*内にあり、*獣医当局*から、家畜及び飼育野生ウ

<u>シ科又はシカ科動物個体群における結核菌群*感染*</u>清浄であると証明されていること。

又は

- b) 当該*動物群コンパートメントが、以下の条件を満たしていること。*
 - i) 動物における結核菌群*感染*が、当該国全域において*通報疾病*であること。
 - ii) 少なくとも過去 12 ヶ月間、結核菌群*感染*の証拠が、当該<u>動物群コンパート</u> メントの家畜及び飼育野生ウシ科又はシカ科動物個体群</u>において検出されていないこと。
 - iii) 当該 動物群 コンパートメント の 家畜及び 飼育野生 ウシ科動物 又はシカ科動物は、少なくとも過去 12 ヶ月間、結核菌群感染の臨床的な徴候又は生前生後検査において病変を示していないこと。
 - iv) 当該動物群コンパートメントの家畜及び飼育野生ウシ科又はシカ科動物個 体群において、検査時に6週齢を超えるすべてのウシ科動物又はシカ科動物 に対し、最短で6ヶ月の間隔を空けて2回の検査が実施され、陰性の結果で あること。
 - v) 当該<u>*動物群 コンパートメント*</u>に導入されるウシ科又はシカ科動物及びこれらの生殖細胞は 第8. X. 7 条、第8. X. 10 条、第8. X. 11 条及び第8. X. 12 条の規定に従うこと。
 - vi) 少なくとも過去 12 ヶ月間、同一<mark>飼育施設<u>コンパートメント</u>のその他の動物 群において結核菌群感染の証拠がない又は当該その他の動物群から結核菌 群感染の伝搬を予防する措置が実施されていること。</mark>

(理由)

用語解説によると、動物群とは、とは、人の管理下で一緒に飼育されている単一種類の多数の動物又は群生する野生動物の集まりをいう。したがって、'動物群'の用語には、野生化及び野生動物の個体群が含まれ、これは、本条の文脈では使用できない。清浄ステイタスを取得し、維持するために必要なサーベイランス、管理及びバイオセキュリティ措置が含まれることから、本条では'コンパートメント'の用語の方がより適切だと考える。用語解説によると、コンパートメントとは、国際貿易のために、サーベイランス、管理及びバイオセキュリティ措置が適用されていることが必要とされる特定の一疾病又は複数の疾病に関して、共通のバイオセキュリティ管理制度下にある、固有の衛生状態を有する一又はそれ以上の数の施設内に封じ込められた動物のサブ個体群をいう。

2) 清浄ステイタスを維持するためには、以下のいずれかを満たすものとする。

a) 第1項第a号の条件が満たされていること。

又は

- b) 第1項第b号iからiii、v及びviが満たされ、当該<u>動物群コンパートメント</u>の<u>家畜及び*飼育野生*</u>ウシ科又はシカ科動物が、以下のいずれかを満たしていること。
 - i) 結核菌群*感染*の継続的不在を保証するための年次検査が陰性の結果を示していること。

又は

ii) 過去 2 年間、<u>家畜及び飼育野生ウシ科又はシカ科動物個体群の年間に</u>結核 菌群<mark>に感染した動物群の割合年間感染率</mark>が、当該国又は*地域<mark>ではの全動物* 群の1 パーセント未満であることが確認されている場合には、結核菌群*感* 染の継続的不在を保証するための 2 年ごとの検査が陰性の結果を示してい ること。</mark>

又は

iii) 過去4年間、<u>家畜及び飼育野生ウシ科又はシカ科動物個体群の年間に</u>結核 菌群<mark>に感染した動物群の割合年間感染率</mark>が、当該国又は*地域<mark>ではの全動物* 群の0.2 パーセント未満であることが確認されている場合には、結核菌群 感染の継続的不在を保証するための3年ごとの検査が陰性の結果を示して いること。</mark>

又は

iv) 過去 6 年間、<u>家畜及び飼育野生ウシ科又はシカ科動物個体群の年間に</u>結核 菌群<mark>に感染した動物群の割合年間感染率</mark>が、当該国又は*地域<mark>ではの全動物* 群の</mark>0.1 パーセント未満であることが確認されている場合には、結核菌群 *感染*の継続的不在を保証するための 4 年ごとの検査が陰性の結果を示して いること。

(理由)

第8.X.6条第1項の理由を参照されたい。

第 8. X. 7 条

繁殖又は育成用のウシ科動物<mark>及び又は</mark>シカ科動物の輸入に関する勧告

*輸入国の獣医当局*は、当該ウシ科動物<mark>及び<u>又は</u>シカ科動物が以下を満たすことを証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。</mark>

- 1) 発送日に結核菌群感染の臨床症状を呈していなかったこと。
- 2) 以下のいずれかを満たすこと。
 - a) <u>ウシ科動物又はシカ科動物における</u>結核菌群感染清浄の国又は*地域にある結核* 菌群*感染*清浄の*動物群*に由来すること、又は
 - b) <u>ウシ科動物又はシカ科動物における</u>結核菌群*感染*清浄の<u>動物群 コンパートメン</u> <u>ト</u>に由来し、発送前 30 日以内に結核菌群*感染*の検査を受け、陰性の結果である こと、又は
 - c) 発送前少なくとも90日間、結核菌群のレゼルボア動物との接触の予防を含めて隔離されており、隔離されたすべての動物が、発送前30日以内に2回目の検査が実施される6ヶ月間隔の少なくとも2回の連続した検査で、陰性の結果を示したこと。

(理由)

第8.X.4条又は第8.X.5条の規定を満たすウシ科動物又はシカ科動物における結核菌群感染清浄の国又は地域に由来するウシ科動物又はシカ科動物は、結核菌群感染清浄とみなされ、当該清浄動物群に由来する必要はない、なお、第8.X.6条の理由で述べたように、結核菌群感染清浄の'動物群'という概念は、本章の文脈では適当ではない。

第8. X. 8条

繁殖用又は育成用の山羊の輸入に関する勧告

*輸入国の獣医当局*は、以下を証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) 動物における結核菌群*感染*が、当該国全域において*通報疾病*であること。
- 2) 発送日に、当該山羊が結核菌群感染の臨床症状を呈していなかったこと。
- 3) <u>誕生以来、</u>当該山羊が、過去3年間、結核菌群*感染*の症例を検出していない動物群 家畜及び飼育野生山羊個体群で飼育されていたこと。

(理由)

当該山羊が当該動物群に一時的に飼育される場合があることを考慮すべきである。生きた山羊に対する有効な検査が利用できない場合には、当該山羊は、安全性を確保するため、十分な期間、清浄区域で飼育されるべきである。なお、第8.X.6条の理由で述べたように、'動物群'という用語は、本章の文脈では適当ではない。

第8. X. 9条

と畜のためのの直接輸送されるウシ科動物及びシカ科動物の輸入に関する勧告

*輸入国の獣医当局*は、<u>当該</u>ウシ科動物<mark>及び<u>又は</u>シカ科動物が以下を満たすことを証明する *国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。</mark>

- 1) 発送日に、結核菌群感染の臨床症状を呈していなかったこと。
- 2) 以下のいずれかを満たすこと。
 - a) <u>ウシ科動物又はシカ科動物における</u>結核菌群*感染*清浄の国、*地域*又は<u>動物群</u><u>コ</u> ンパートメント</u>に由来すること、又は
 - b) 結核菌群*感染*に対する撲滅プログラムの一環として淘汰される予定になく、発送日前30日以内に結核菌群*感染*の検査を受けて、陰性の結果であること。

(理由)

輸入されたほとんどのウシ科動物及びシカ科動物が最終的にと畜されることを考慮すると、当該題名は、明確化されるべきである。なお、第8.X.6条の理由で述べたように、 '動物群'という用語は、本章の文脈では適当ではない。

第8. X. 10条

ウシ科動物の精液の輸入に関する勧告

*輸入国の獣医当局*は、以下を証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) 供与雄畜が、当該精液採取日に結核菌群感染の臨床症状を呈していなかったこと。
- 2) 供与雄畜が、以下のいずれかを満たすこと。
 - a) 第4.5章の規定を遵守した*人工授精センター*で飼育されていたこと、<mark>又は及び</mark>
- 3) <u>当該精液が、第4.5.3条から第4.5.5条及び第4.6.5条から第4.6.7条の規定に準じて採取、処理及び保管されたこと。</u>

(理由)

国際貿易を目的とする場合には、すべての精液は、第4.5章の規定を遵守した人工授精センターで採取され、陸生コードの関連条に準じて採取、処理及び保管されるべきである。多くの動物が、精液採取日に結核菌群感染の臨床症状を呈さない場合があることを考えると、可能な場合はいつでも、当該精液の安全性を確保するため、当該検査が実施されるべきである。

第8. X. 11条

シカ科動物の精液の輸入に関する勧告

*輸入国の獣医当局*は、以下を証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) 供与雄畜が、当該精液採取日に結核菌群感染の臨床症状を呈していなかったこと。
- 2) 供与雄畜が、以下<mark>のいずれか</mark>を満たすこと。
 - a) <u>第4.5章の規定を遵守した人工授精センター又は結核菌群感染清浄の国又は地域のシカ科動物における</u>結核菌群*感染*清浄の<u>動物群コンパートメントであって、清浄国又は地域の清浄動物群からのみシカ科動物を受け入れている動物群で</u>飼育されていたこと、又は及び
- 3) <u>当該精液が、第4.5.3条から第4.5.5条及び第4.6.5条から第4.6.7条の規定に準</u>じて採取、処理及び保管されたこと。

(理由)

国際貿易を目的とする場合には、当該精液は、可能である限り、第4.5章の規定を遵守した人工授精センターで採取され、陸生コードの関連条に準じて採取、処理及び保管されるべきである。第8.X.6条第1項第b)v号が遵守されている場合には、'清浄国又は地域の清浄動物群からのみシカ科動物を受け入れている'の限定は不要である。多くの動物が、精液採取日に結核菌群感染の臨床症状を呈さない場合があることを考えると、可能な場合にはいつでも、当該精液の安全性を確保するため、当該検査が実施されるべきである。第2項第b号の検査が実施される場合には、第2項第a号の'結核菌群感染清浄の国又は地域の'の限定は、過度である。なお、第8.X.6条の理由で述べたように、'動物群'という用語は、本章の文脈では適当ではない。

第8. X. 12条

ウシ科動物<mark>及び又は</mark>シカ科動物の受精卵の輸入に関する勧告

*輸入国の獣医当局*は、以下を証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) 供与雌畜は、<mark>以下のいずれかを満たしていること</mark>当該精液採取日に結核菌群*感染*の 臨床症状を呈していなかったこと。
- 2) 供与雌畜が、以下を満たしていること。

 - b) 結核菌群感染清浄の動物群で飼育されており、当該受精卵採取前の原産飼育施 <u>設コンパートメント</u>における30日間の隔離期間中に<u>実施された</u>、結核菌群*感染* の検査でを受けて、陰性の結果であることを示したこと。
- 3) 当該受精卵が、第 4.7 章から第 4.9 章の関連規定に従い採取、処理及び保管されていたこと。

(理由)

供与雌畜が当該受精卵採取日に結核菌群感染の臨床症状を呈していないことは、受精卵の安全性を確保するための最低限の条件である。また、多くの動物が、精液採取日に結核菌群感染の臨床症状を呈さない場合があることを考えると、可能な場合には、当該受精卵の安全性を確保するため、当該検査が実施されるべきである。第2項第b号の検査が実施される場合には、第2項第a号の'結核菌群感染清浄の国又は地域の'の限定は、過度である。なお、第8.X.6条の理由で述べたように、'動物群'という用語は、本章の文脈では適当ではない。

第8. X. 13条

ウシ科動物の乳及び乳製品の輸入に関する勧告

*輸入国の獣医当局*は、当該乳又は乳製品が以下を満たすことを証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) <mark>以下のいずれかを満たす<u>結核菌群感染の臨床症状を呈していない</u>ウシ科動物から 得られている<u>た</u>こと。</mark>
- 2) 以下のいずれかを満たすこと。
 - <u>a)</u> <u>ウシ科動物における</u>結核菌群*感染*清浄の<u>*動物群<u>コンパートメントの</u>にいる<u>ウシ</u> 科動物から得られた</u>こと、又は</u>*
 - b) 乳及び乳製品のコーデックス食品規格衛生実践コードに規定される低温殺菌法

又は同等の効果がある管理措置の組合せを受けていること。

(理由)

搾乳雌畜が結核菌群感染の臨床症状を呈していないことは、乳及び乳製品の安全性を確保するための最低限の条件である。なお、第8.X.6条の理由で述べたように、'動物群'という用語は、本章の文脈では適当ではない。

第8. X. 14条

山羊の乳及び乳製品の輸入に関する勧告

*輸入国の獣医当局*は、以下を証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) 動物における結核菌群感染が、当該国全域において通報疾病であること。
- 2) 以下のいずれかを満たすこと。
 - <u>a) 及び、</u>当該乳又は乳製品が、過去3年間、<u>家畜及び飼育野生山羊における</u>結核 菌群*感染*の症例が検出されていない<u>動物群コンパートメント</u>で<u>誕生以来</u>飼育さ れている山羊から得られているたこと、又は

又は

b) 当該乳又は乳製品が、乳及び乳製品のコーデックス食品規格衛生実践コードに 規定される低温殺菌法又は同等の効果がある管理措置の組合せを受けているこ と。

(理由)

生きた山羊に対する有効な検査が利用できないのであれば、当該山羊は、当該安全性を確保するため、清浄区域内で十分な期間飼育されるべきである。なお、第8.X.6条の理由で述べたように、'動物群'という用語は、本章の文脈では適当ではない。

11. 第 15.1 章 アフリカ豚コレラウイルス感染症

第15.1.1条

総則

(第12パラグラフ)

加盟国は、輸出国が、第 15.1.2 条が実施されている場合には、*野生*若しくは*野生化*豚 又はアフリカ*野生*豚類におけるアフリカ豚コレラウイルス*感染の通報*に応じて、家畜又

は飼育野生豚の産品の貿易に禁止措置を課すべきではない。

(理由)

飼養豚群は野生豚群のみならず、ヒメダニ属からも隔離されることとの記述が追加されたことは認識している。しかしながら、我が国としては依然として当該規定について懸念を有しており、ダニ媒介性ではない CSF より慎重になるべきである。このため当該規定は削除することが適当と考える。

理論的には病原体の感染経路を遮断する措置を講じることで飼養豚の清浄性を担保するという考えは成立するものの、現実的には、国又は地域レベルでこの措置が満たされていることを立証することは困難であり、更にそれを輸入国側が評価することもまた困難であると考える。既知の研究成果や近年の欧州における発生状況からしても、本病の感染経路(媒介節足動物)、臨床的特徴(持続感染)、ワクチンが無いことを踏まえると、侵入防止の困難性に加え、ひとたび侵入した場合の根絶の困難性は明らかである。そのため、輸出国において野生豚でASFが確認された場合に、輸入国が輸入禁止を含む必要なリスク低減措置を講じることが正当化されるべきである。他の節足動物媒介性疾病のコードにおいてこのような規定はないことを改めて言及したい。

第15.1.2条

国、地域又はコンパートメントのアフリカ豚コレラ<mark>清浄</mark>ステイタスを決定するための一般的基準

- 1. アフリカ豚コレラは、当該国全域で*通報疾病*で<mark>ありあるものとし</mark>、アフリカ豚コレラを示唆する臨床症状を呈するすべての豚類は、<mark>適切な関連 OIE 基準に従う</mark>現地及び*診断施設*調査の対象である<u>ものとする</u>。
- 2. アフリカ豚コレラを示唆する<mark>臨床</mark>症状を呈するすべての豚類の報告を奨励するため、継続的な啓蒙プログラムが実施されている<u>ものとする</u>。
- 4. 獣医当局は、当該国又は地域に存在する<mark>野生<u>野生</u>豚類の種類、その分布及び生息地の最新の情報を有しているものとする</mark>。
- <u>5.</u> 家畜及び*飼育野生*豚に対し、<mark>第 15. 1. 22 条から第 15. 1. 27 条に従う適切な</mark>サーベイ ランスプログラムが、<mark>第 15. 1. 22 条から第 15. 1. 27 条に従い</mark>実施されている<u>ものと</u> <u>する</u>。
- 6. 当該国又は*地域*に存在する場合には、*野生*及び*野生化*豚並びにアフリカ*野生*豚類に対し、サーベイランスプログラムが、自然及び人工の障壁の有無、当該*野生*及び*野生化*豚並びにアフリカ*野生*豚類個体群の生態、ヒメダニ属のダニの有無を含む疾病

<u>アフリカ豚コレラ</u>まん延リスクの評価を考慮し、第 15.1.26 条に従い、実施されているものとする。

7. 野生及び野生化豚並びにアフリカ野生豚類個体群内のアフリカ豚コレラまん延の評価リスクに基づき並びに第 15.1.26 条に従いうサーベイランスに基づき、家畜及び飼育野生豚個体群は、野生及び野生化豚並びにアフリカ野生豚類個体群並びにヒメダニ属のダニから、通切な措置バイオセキュリティによって分離されるものとする。

(理由)

旧第1文(国、地域又はコンパートメントのアフリカ豚コレラ (ASF) ステイタスは、家畜及び飼育野生豚において、以下の基準を適宜考慮してはじめて決定することができる。)が削除されたことから、本条各号は宙に浮いており、基準として適切に修正するべきである。第1項に関し、'適切な'の単語は観念的であり、'関連 0IE 基準に従い'等のより具体的な記述に変更すべきである。第3項に関し、本章においては、'個体群'の単語の方が、'個体群'よりも一般的に使用されている。第7項に関し、用語解説に定義されていることから、'バイオセキュリティ'の用語の方が'適切な措置'よりも具体的である。用語解説によると、バイオセキュリティとは、動物の疾病、感染又は外寄生の動物個体群への、それからの及びその内部での侵入、定着及びまん延のリスクを低減するために計画された一連の管理及び物理的措置をいう。

第15.1.3条

アフリカ豚コレラ清浄の国又は地域

1. 国又は*地域*は、<u>それが、</u>第 1.4.6 条第 1 号の規定<mark>及び第 15.1.2 条のすべての基準を 満たし、ASF の発生がないが満たされた</mark>場合には、特別な サーベイランスプログラ ムを正式に適用することなく、アフリカ豚コレラ清浄であるとみなすことができる。

(理由)

第15.1.2条の旧第1文(*国、地域又はコンパートメントのアフリカ豚コレラ (ASF) ステイタスは、家畜*及び飼育野生豚において、以下の基準を適宜考慮してはじめて決定することができる。)が削除されたことから、アフリカ豚コレラ清浄の国又は地域の条件として、第15.1.2条の一般的な基準の遵守が規定されるべきである。そうでなければ、同基準が宙に浮いてしまう。

- 2. 第1項の条件を満たさない国又は地域は、<u>第15.1.2条のすべての基準を満たし、</u> 以下の場合には、アフリカ豚コレラ清浄とみなすことができる。
 - 1) 過去3年間、第15.1.22条から第15.1.27条に従うサーベイランスが行われて

いること。

- 2) 過去3年間、家畜又は*飼育野生*豚において、アフリカ豚コレラの発生がないこと。当該期間は、<u>当該サーベイランスが、</u>当該*感染*の疫学へのダニの関与がないことを立証している場合には、12ヶ月まで短縮することができる。
- 3) 過去 12 ヶ月間、第 15. 1. 22 条から第 15. 1. 27 条に従う サーベイランスが行われ ていること。
- <u>3)</u> 輸入<mark>豚及び</mark>豚*物品*が第15.1.5条から第15.1.17条の<mark>要件<u>勧告</u>を遵守していること。</mark>

(理由)

第 15.1.2 条の一般的な基準の遵守はまた、家畜及び飼育野生豚におけるアフリカ豚コレラ清浄の国又は地域の条件として規定するべきである。サーベイランスの期間に関しては、過去3年間のアフリカ豚コレラの発生がないことを証明するためには、少なくとも3年間のサーベイランスが必要である。第 c 号に関し、用語解説によれば、'物品'の用語には生きた動物も含まれ、第 15.1.5 条から第 15.1.17 条は勧告である。

第15.1.9条

アフリカ豚コレラ清浄ではない国又は地域からの輸入に関する勧告

家畜及び飼育野生豚の精液の輸入

*獣医当局*は、以下を証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) 当該供与雄畜が以下を満たすこと。
 - a) 誕生以来又は採取前少なくとも3ヶ月間、<mark>第15.1.22条から第15.1.27条に従 <u>うサーベイランスが、</u>過去3年間アフリカ豚コレラが発生していないことを<u>立</u> <u>証している</u>飼育施設で飼育されていたこと。<mark>後者の期間は、当該サーベイラン</mark> <u>スが、当該感染の疫学へのダニの関与がないことを立証している場合には、12</u> ヶ月まで短縮することができる。</mark>

(理由)

明確化及び第15.1.3条との整合性

第 15.1.11 条

アフリカ豚コレラ清浄ではない国又は地域からの輸入に関する勧告

家畜豚の生体内採取受精卵の輸入

獣医当局は、以下を証明する国際動物衛生証明書の提示を求めるものとする。

1) 当該供与雌畜が以下を満たすこと。

誕生以来又は採取前少なくとも3ヶ月間、<u>第15.1.22条から第15.1.27条に従うサーベイランスが、</u>過去3年間アフリカ豚コレラが発生していないことを<u>立証している</u> *飼育施設*で飼育されていたこと。<u>後者の期間は、当該サーベイランスが、当該感染の疫学へのダニの関与がないことを立証している場合には、12ヶ月まで短縮することができる。</u>

(理由)

明確化及び第15.1.3条との整合性

第 15.1.12bis 条

アフリカ豚コレラ清浄ではない国又は地域からの輸入に関する勧告

家畜及び飼育野生豚の生鮮肉の輸入

- 1) 認可*と畜場/食肉処理場*でと畜された動物に由来する*生鮮肉*の全積送品は、第 6.2 章に従う生前・生後の検査を受けて、良好な結果であること。
- 2) 以下のいずれかを満たすこと。
 - a) 当該*生鮮肉*の全積送品が、第15.1.22条から第15.1.27条に従うサーベイランスが、過去3年間アフリカ豚コレラが発生していないことを立証している動物群飼育施設を原産とする動物に由来すること。当該期間は、当該サーベイランスが、当該感染の疫学へのダニの関与がないことを立証している場合には、12ヶ月まで短縮することができる。統計学的に代表する数の動物の試料が、*OIE*基準に従いアフリカ豚コレラの検査を受け、陰性の結果であったこと。
 - b) <mark>適切な</mark>試料が、<u>OIE 基準に従い、</u>と畜されたすべての動物から採取され、アフリカ豚コレラの検査を受け、陰性の結果であったこと。

(理由)

明確化及び第15.1.3条との整合性

第 15.1.13 条

野生及び野生化豚の生鮮肉に輸入に関する勧告

獣医当局は、以下を証明する国際動物衛生証明書の提示を求めるものとする。

- 1) 当該生鮮肉の全積送品が、獣医当局が輸出のために認可した<mark>検査センター<u>施設</u>において、第6.2章に従い、生後の検査を受けて、陰性の結果であった動物に由来すること。</mark>
- 2) 動物が殺された国又は*地域*が、第1.4.6条第1項第15.1.3条の条件を遵守していない又は、感染ステイタスが不明又は*野生*若しくは*野生化*豚又はアフリカ野生豚類の感染がある国又は*地域*に隣接している場合には、<mark>適切な</mark>試料が、<u>OIE 基準に従い、</u>殺されたすべての動物から採取され、アフリカ豚コレラの検査を受け、陰性の結果であったこと。

(理由)

'検査センター'の用語を本章で使用するのであれば、一般的に使用されるものではないことから、定義付けするべきである。本章においては、'検査センター'の代わりに一般な名詞である'施設'を使用すれば十分である。

第 15.1.16 条

豚の毛の輸入に関する勧告

*獣医当局*は、当該産物が以下のいずれかを満たすことを証明する*国際動物衛生証明書*の 提示を求めるものとする。

1) アフリカ豚コレラ清浄の国、*地域*又は*コンパートメント*の家畜又は*飼育野生*豚に由来し、*獣医当局*が輸出のために認可した<mark>飼育施設</mark>施設で加工されていること、<mark>又は</mark>

又は

2) 第 15.1.21bis 条に掲げるプロセスの一つに従い、アフリカ豚コレラウイルスを殺滅することを確保するため、*獣医当局*が輸出のために認可した<mark>飼育施設<u>施設</u>において加工され、<mark>必要な予防措置が、</mark>加工後に、当該産物とアフリカ豚コレラウイルスの感染源との接触を防止するため必要な予防措置とられてを受けていること。</mark>

(理由)

'用語解説によると、'飼育施設'の用語は、'動物が飼育されている土地建物'と定義されていることから、加盟国の不必要な混乱を避けるため、飼育施設'の単語は、本条の文脈では使用されるべきではない。一般に、加工施設では、動物は飼育されていない。

第 15.1.17 条

豚の敷料及び堆肥の輸入に関する勧告

*獣医当局*は、当該産物が以下のいずれかを満たすことを証明する*国際動物衛生証明書*の 提示を求めるものとする。

アフリカ豚コレラ清浄の国、*地域*又は*コンパートメント*の家畜又は*飼育野生*豚に由来すること、又は

又は

2) 第 15.1.21ter 条に掲げるプロセスの一つに従い、アフリカ豚コレラウイルスを殺滅することを確保するため、*獣医当局*が輸出のために認可した<mark>飼育施設施設</mark>において加工され、<mark>必要な予防措置が、</mark>加工後に、当該産物とアフリカ豚コレラウイルスの感染源との接触を防止するため必要な予防措置とられてを受けていること。

(理由)

第15.1.16条の理由を参照されたい。

第 15.1.17 bis 条

<mark>豚の皮膚皮革</mark>及び剥製の輸入に関する勧告

*獣医当局*は、当該産物が以下のいずれかを満たすことを証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

1) アフリカ豚コレラ清浄の国、*地域*又は*コンパートメント*の家畜又は*飼育野生*豚に由来し、獣医当局が輸出のために認可した<mark>飼育施設</mark>施設で加工されていること、又は

又は

2) 第 15.1.21 条に掲げるプロセスの一つに従い、アフリカ豚コレラウイルスを殺滅することを確保するため、*獣医当局*が輸出のために認可した<mark>飼育施設<u>施設</u>において加工され、必要な予防措置が、加工後に、当該産物とアフリカ豚コレラウイルスの感染源との接触を防止するため必要な予防措置とられてを受けていること。</mark>

(理由)

第15.1.16条の理由を参照されたい。

第 15.1.17 ter 条

その他の豚産物の輸入に関する勧告

獣医当局は、当該産物が以下のいずれかを満たすことを証明する

国際動物衛生証明書の

提示を求めるものとする。

1) アフリカ豚コレラ清浄の国、*地域*又は*コンパートメント*の家畜又は*飼育野生*豚に由来し、獣医当局が輸出のために認可した加工<mark>飼育施設施設</mark>で製造されていること。

又は

2) アフリカ豚コレラウイルスを殺滅することを確保するため、*獣医当局*が輸出のため に認可した<mark>飼育施設施設</mark>において加工され、<mark>必要な予防措置が、</mark>加工後に、当該産 物とアフリカ豚コレラウイルスの感染源との接触を防止するため必要な予防措置 とられてを受けていること。

(理由)

第15.1.16条の理由を参照されたい。

12. 第 X. X 章 物品の安全性の評価基準

第 X. X 章

<mark>安全</mark>物品の<mark>安全性の評価</mark>基準

(理由)

本章の内容を考慮した、簡素化

第 X. X. 1 条

特定のリスト疾病の清浄ではない国又は地域からの動物産品の安全性評価総則

<u>陸生コード本章</u>においては、"<mark>安全性"の単語は、リスト疾病の動物衛生考察にのみ適用される</mark>安全物品は、特定のリスト疾病、感染又は外寄生に対する特別なリスク軽減措置を必要とせず、当該原産国又は地域のその疾病、感染又は外寄生のステイタスにかかわりなく、貿易されることが可能な物品と定義されている。

OIE は、多くの第8部から第15部の各疾病特異章のはじめににおいて、第X.X.2条は、特定リスト疾病の清浄ではない国又は地域から貿易できる動物産物<u>安全物品</u>を掲げているる条文を入れることを目指している。章の中に安全物品の一覧がある場合には、輸入国は、問題の病原体に関し、当該物品に貿易制限を適用しないものとする。輸入国は、安全物品に貿易制限を課す場合には、当該措置を正当化するため、OIE 基準に従いリスク分析を実施するものとする。

安全物品の一覧に動物産物を加える基準は、<mark>貿易される動物産物当該物品における、当該動物産物が得られる組織中のその不在又は当該動物産物が受けた加工若しくは処理</mark>

<mark>によるその不活化のいずれかによって、当該病原体がないことの*危害*同定及び*リスク評 価*に基づいている。</mark>

本章は、動物又は人に対し不都合な健康影響を与えるおそれがある*危害*のうち、物品中の生物学的作用物質並びにその関連*リスク*をもっぱら考慮する。

<u>問題の危害が、その不在又はその不活化のいずれかによって、当該物品中に常に同定されない場合には、当該物品は、安全物品として評価される。</u>

加工又は処理に関連する基準を用いた動物産物の安全性評価は、加工又は処理が明瞭に定義されてはじめて着手することができる物品のリスク評価は、陸生コート第2.1.4条のリスク評価ステップに従い実施される。侵入評価、暴露評価及び結果評価のうち少なくとも一つの評価が有意なリスクがないことを立証している場合には、当該物品はまた、安全物品として評価される。懸念される病原体の不活化にとって重要なステップが考慮される限りにおいて、全体的なプロセス又は処理を考慮することは必要ないかもしれない。

<u>リスクの水準を低下させるリスク管理を必要とする物品は、安全物品の一覧に入れるこ</u> とはできない。当該管理は、*陸生コード*に規定されるものとする。

加工又は処理が、(i)標準化されたプロトコルを使用すること(これには、問題の病原体の不活化に重要だと考えられるステップが含まれる。)、(ii)適性製造規範に基づき実施されること、並びに(iii)当該動物産物の処理、加工及びその後の取り扱いのその他のステップがその安全性を危険にさらされないことが保証される。

(理由)

当該コメントは、提案されたテクストの今後の向上のための参考として提出する。

第 X. X. 2 条

基準

動物産物<u>物品</u>が<mark>国際貿易のための安全物品とみなされる</mark>各疾病特異章の*安全物品の一* 覧に含まれるためには、以下の基準を遵守しているものとする。

- 1) 当該物品が、他の物品から明確に区別することが可能であること。
- 2) 物品のリスクが、科学的証拠、関連プロセス及び生産方法、関連検査、採材及び試験方法、関連疾病のまん延、生態学的及び環境学的関連条件並びに検疫その他の処理を考慮して、評価することができること。関連する科学的証拠が不十分な場合には、当該物品のリスト化は見送られること。
- 3) 当該病原体<u>危害</u>が、<mark>以下のいずれかの状態で、<u>国際貿易</u>を通じて自然の暴露経路による人又は動物の感染輸入国の動物又は人に不都合な影響</mark>を引き起こすことがで

きる濃度で、当該動物産物が得られた組織<u>物</u>品中に存在していないという強固な証 拠があること。

a) 何らかの加工又は処理を受けない当該証拠が、それが臨床症状を呈しているか 否かにかかわりなく、感染動物中の当該病原体の既知の分布に基づいているこ と。

又は

- b) 当該病原体が、当該動物産物が得られた組織中に存在しているおそれがある又はそれを汚染しているおそれがある場合には、貿易される当該動物産物物品の生産に通常適用される物理的、化学的又は生物学的加工又は処理を受けているが、当該病原体に対し特別に向けられるものではないものの、人又は動物の感染の可能性が、以下の作用を通じて防止される程度まで、当該病原体を不活化すること。
- a)-物理学的(たとえば、温度、乾草、放射線照射)

又は

b)—化学的(たとえば、ヨウ素、pH、塩、燻煙)

又は

c) 生物学的 (たとえば、発酵)

又は

- d) a から c の組合せ
- 4) <u>当該物品の当該危害</u>による汚染を防止するため、必要な予防措置をとることができること。

(理由)

当該コメントは、提案されたテクストの今後の向上のための参考として提出する。

13. 第14.7章 小反芻獣疫ウイルス感染症

Article 14.7.21.

小反芻獣疫清浄の国又は地域からの輸入に関する勧告

乳、生鮮肉及びこれらの産物以外の羊及ヤギの産物

Veterinary Authorities should require the presentation of an international veterinary

certificate attesting that the products are derived from animals these animals:

- 1) which have been kept in a PPR free country or zone since birth or for the past 21 days;
- 2) which have been slaughtered in an approved slaughterhouse/abattoir and have been subjected to ante- and post-mortem inspections with favourable results.

(理由)

現テクストは、意味をなさない。